



給与、期末・勤勉手当ともに据え置き
～平成25年度人事院勧告～

◆8月8日、人事院は2013年度の国家公務員の月例給与と期末・勤勉手当（ボーナス）を据え置くよう、内閣と国会に報告しました。給与月給、ボーナスともに据え置くのは2年連続となり、今年度は給与、勤務時間、その他の勤務条件の改善などについて法改正を求める「勧告」を行わないため、「報告」にとどめる内容となっています。

今年度据え置きとしたことについて人事院は、民間との給与比較でその較差が極めて小さいことや、東日本大震災の復興財源に充てるための特例措置として、国家公務員給与を平均7.8%削減していることなどを考慮したと思われる。政府は来週にも給与関係閣僚会議を開いて対応を協議する予定ですが、このままであれば改定が行われないこととなるため、保育単価等の遡及改正は行われないことが予想されます。

《2013年度人事院勧告の主な内容》

●月例給与、ボーナスともに改定を行わないことについて

・東日本大震災の復興財源捻出のため、特例法に基づき給与減額支給措置が実施されているが、官民比較については減額前の較差と併せて減額後の較差も算出。給与改定の必要性は減額前の較差に基づき判断する。

・月例給与については、減額前の較差が極めて小さく俸給表の改定が困難なため改定は見送るべき。

・ボーナス（月例給与の3,95ヶ月分（減額前））は民間の支給割合と均衡しているため、改定は行わないこととすべき。

●給与制度の総合的な見直し

官民格差是正に向けて、地域における官民給与の実情を把握することや、50歳代の高年齢層の給与水準のあり方などを今後見直す方針。

民間給与	国家公務員給与	較差
405,539円	減額前：405,463円	76円 (0,02%)
	減額後：376,257円	29,282円(7,78%)

(参考：人事院HP / 日経新聞ウェブ / 共同通信 / 朝日新聞デジタル)

消費増税分のコスト増、介護報酬に上乗せ
～2014年度に改定へ～

◆7月19日、第8回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（委員長：田中滋 / 慶應義塾大学大学院教授）が開催され、消費増税により介護サービス事業者のコストが増す分を、介護報酬に上乗せする方針で検討に入りました。今後介護給付費分科会で8月から本格的に検討が始められ、同案が了承されれば来年4月に予定されている消費税引き上げに合わせて介護報酬の改定も行われることとなる見込みです。

現在介護報酬の改定は3年に1度行われており、次回の改定は15年4月に予定されていますが、消費増税後の改定となってしまうため、今回は定例改定とは別に改定が行われることとされたものです。なお上乗せの具体的な方法については以下の表のとおり3案議論されており、案2の「基本単位数と消費税負担が見込まれる加算単位数に上乗せ」する方針で結論が出されました。また上乗せ額については今年秋に出される介護サービスの収支調査の結果を踏まえて算出される予定で、介護事業では消費税の課税対象外である人件費の比率が高いことから、上乗せ額は消費税引き上げ幅より低く抑えられることが見込まれています。

今回の方針は介護サービス事業者のコスト負担に配慮した形となりますが、その分介護報酬の1割を負担している利用者には増税分が転嫁されることとなります。

介護報酬上乗せの具体的な対応方法

	案1（基本単位数）	案2（基本単位数+特定の加算）	案3（1単位単価）
考え方	基本単位数に消費税対応分を上乗せ	基本単位数に加え、消費税負担が相当程度見込まれる加算単位数にも上乗せ	1単位単価に消費税対応分を上乗せ
メリット	仕組みが単純で分かりやすい	消費税負担の実態により配慮した手当ができる	今回の消費税対応分が明確で分かりやすい
デメリット	同一のサービスにおいては、全ての施設・事業所に一律に手当される	・仕組みが複雑で分かりにくい ・加算によっては上乗せ分が1単位を下回ることもあり、実質的に対応できない場合がある	全ての施設・事業所に一律に手当される

(参考：厚労省HP / 福祉新聞 / 日経新聞ウェブ / 朝日新聞デジタル)